第1回 放課後児童クラブのあり方検討委員会

令和5年9月4日(月) こども未来課

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童のうち、保護者が仕事等により 昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童クラブの運営は、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」に基づいて行うこととされており、1支援の単位あたりの児童数、職員の配置、設備、1年間の開所日数、開所時間等について基準が定められています【表1参照】。

表 1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する主な基準

21	- 大工を企工自成事末の改幅及び定台に関する工を基本
職員	 支援の単位ごとに、放課後児童支援員を2人以上配置(うち、1人を除き、補助員の代替可) 放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等の資格を持つ方、放課後児童クラブで補助員としての勤務経験が2年以上ある方などが、都道府県が実施する研修を修了して得られる
児童数	・ 1 つの支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね 40 人以下
設備	・ 専用区画(児童の遊び・生活の場としての機能、静養スペース)等を設置 ・ 専用区画の面積は、児童 1 人あたりおおむね 1.65 ㎡以上
開所日数	・ 原則、1 年間に 250 日以上開所
開所時間	 ・ 土・日・長期休業期間等(小学校の授業の休業日) → 原則1日につき8時間以上 ・ 平日(小学校授業の休業日以外の日) → 原則1日につき3時間以上
その他	 非常災害対策の実施 虐待等を受けたと思われる児童を発見した場合の通告 衛生管理の実施 運営規定を定めること 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備 秘密保持、苦情対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

※ 上記のうち「職員」に関する事項は従うべき基準、それ以外については参酌すべき 基準とされています。

市町村が放課後児童健全育成事業を実施するには、児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準を 条例で定める必要があり、本町でも放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例を制定しています。

令和元年度には、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めることを目的として、向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本町においても、この「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図っており、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施についても各学校での実施状況も踏まえ検討を行っていくところです。

2. 益城町の放課後児童クラブの現状と課題について

① 設置数及び運営場所について

本町では、町立の5つの小学校全てに放課後児童クラブを設置しています。5つの小学校のうち、広安西小学校、広安小学校、益城中央小学校の3つの小学校では、平成7年度に放課後児童クラブが開設され、各1クラブの合計3クラブで運営をスタートしました。児童数の増加及び保護者のニーズ等に対応するため、適宜増設を行い現在に至っています。飯野小学校及び津森小学校の2つの小学校は、平成26年度に放課後児童クラブが開設され、各1クラブの合計2クラブで運営をスタートし現在に至っています。

令和5年4月現在では、広安西小学校4か所(ひまわり育成クラブ、たんぽぽ育成クラブ、すずらん育成クラブ、なのはな育成クラブ)、広安小学校3か所(広安あすなろクラブ、広安さくらんぼクラブ、広安おひさまクラブ)、益城中央小学校2か所(中央小児童クラブ、中央小第二児童クラブ)、飯野小児童クラブ及び津森小児童クラブの合計11か所放課後児童クラブが設置されています。

なお、放課後児童クラブの運営場所は、学校施設内の専用施設のほか、学校 の余裕教室、公民館を活用して行っています【表2参照】。

表 2 各放課後児童クラブの開設年月日及び運営場所について

		開設年月日	運営場所
	ひまわり	平成7年4月1日	学校敷地内専用施設
広安西小	たんぽぽ	平成22年4月1日	学校敷地内専用施設
四女四小	すずらん	平成27年4月1日	学校敷地内専用施設
je Je	なのはな	令和5年4月1日	学校の余裕教室
	あすなろ	平成7年4月1日	学校の余裕教室
広安小	さくらんぼ	平成22年4月1日	学校敷地内専用施設
	おひさま	平成29年4月1日	学校敷地内専用施設
中中小	中央小	平成7年4月1日	学校敷地内専用施設
中央小第二		令和5年4月1日	学校敷地内専用施設
飯野小		平成26年4月1日	学校敷地内専用施設
津森小		平成26年4月1日	公的施設 (公民館)

② 運営方法について

本町の放課後児童クラブの運営方法は、全てのクラブで公立民営方式をとっており、放課後児童クラブの設置主体である町が、放課後児童クラブを利用する児童の保護者で構成される保護者会に委託を行っています。町が放課後児童クラブの運営を保護者会に委託している理由としましては、開設時間や保育料など保護者の細かいニーズに対応できること、児童の心情等へ配慮すること等を考慮してとなります。

町から委託を受けた保護者会は、町からの運営委託料及び保護者が負担する 保育料等をもとに、放課後児童クラブの運営を行っています。子どもたちを保 育する支援員や事務職員等の雇用、支援員や事務職員の給与の支給、事業の計 画書や報告書の作成、予算書や決算書等の作成等運営に必要な事務も保護者会 が行っています。

③ 児童の定員及び児童数の状況

各放課後児童クラブの定員は、国の基準(児童1人あたり確保すべき面積基準)に基づき、実情等も踏まえて各クラブが設定しています【表3参照】。

令和5年4月1日現在の本町の放課後児童クラブの利用児童数は、通常期 (小学校の通常授業があっている期間)で435人、長期(春・夏・冬休み等 長期休業期間)も含めると467人の登録があっています。各クラブの児童数 は、運営を行う施設の面積等により差がありますが、どのクラブも1年生~3 年生の児童が大半を占めています。受け入れ対象児童は、各クラブ1年生~6 年生の児童が対象であると会則等で定めていますが、実際には低学年の希望者 までで定員に達しています。4年生以上の高学年の利用者が在籍しているクラブもありますが、多くのクラブで1年生~3年生までで定員に達し、4年生以上の利用をお断りしている状況です【表4、表5参照】。

表3 各放課後児童クラブの専用区画面積及び定員

		室内総面積	専用区画面積	専用区画面積 (現状)	現状での 受入可能 人数	登録 児童数 (通常)	登録 児童数 (通常 +長期)	一人当た りの面積 (国基準 1.85)	定員
3	ひまわり	178.87	132.496	122.0958	73	43	43	2.84	55
亡中主山	たんぽぽ	115.934	78.6695	70.1293	42	42	42	1.67	42
広安西小	すずらん	133.324	78.25545	70.29945	42	40	40	1.76	40
16	なのはな	65.4375	65.4375	60.3519	36	28	28	2.16	30
広安小	あすなろ	146.25	146.25	92.2339	55	72	79	1.17	70
	さくらんぼ	115.934	78.6695	66.2066	40	42	49	1.35	42
	おひさま	115.934	81.809	73.2662	44	44	51	1.44	45
中市山	中央小	121.731	81.9819	68.414	41	40	40	1.71	45
中央小	中央小第二	62.8446	51.2967	50.3247	30	23	23	2.19	25
飯野小		115.934	81.9819	72.51825	43	49	49	1.48	49
津森小		53.28	53.28	49.212	29	12	23	2.14	32
総数					475	435	467		475

表 4 各放課後児童クラブの児童数(通常期のみ)

公									
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	定員
	ひまわり	19	11	8	5	0	0	43	55
广 安	たんぽぽ	13	14	13	2	0	0	42	42
広安西小	すずらん	11	13	14	2	0	0	40	40
	なのはな	11	9	6	2	0	0	28	30
広安小	あすなろ	21	28	15	7	1	0	72	70
	さくらんぼ	15	11	9	7	0	0	42	42
	おひさま	18	13	9	4	0	0	44	45
中央小	中央小	18	12	10	0	0	0	40	45
	中央小第二	10	8	5	0	0	0	23	25
飯野小		19	12	17	1	0	0	49	49
津森小		4	3	5	0	0	0	12	32
総数		159	134	111	30	1	0	435	475

表5 各放課後児童クラブの児童数(通常期+長期)

6	e	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	定員
	ひまわり	19	11	8	5	0	0	43	55
広安西小	たんぽぽ	13	14	13	2	0	0	42	42
瓜女四小	すずらん	11	13	14	2	0	0	40	40
	なのはな	11	9	6	2	0	0	28	30
	あすなろ	21	28	15	9	5	1	79	70
広安小	さくらんぼ	15	11	9	9	3	2	49	42
	おひさま	18	13	9	9	2	0	51	45
中央小	中央小	18	12	10	0	0	0	40	45
中天小	中央小第二	10	8	5	0	0	0	23	25
飯野小		19	12	17	1	0	0	49	49
津森小		5	10	8	0	0	0	23	32
総数		160	141	114	39	10	3	467	475

④ 職員の状況

本町の各放課後児童クラブに勤務する職員(支援員及び補助金)は、在籍している放課後児童クラブの保護者会と雇用契約を締結し勤務しています。

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で、放課後児童支援員は2人以上配置(うち、1人を除き、補助員の代替可)することが定められていますので、本町の放課後児童クラブにおいても、開所時に常にこの要件を満たすことができる人員を配置できるように支援員の確保を行っています。

職員の時給は各クラブで決定しています。金額は、900 円~1,200 円のクラブが多いですが、1 1 クラブがそれぞれに設定しており、クラブ間でばらつきが生じています【表 6 参照】。

表6 令和5年度の各放課後児童クラブの職員数および時給

		支援員	補助員	合計	時給
	ひまわり	5	1	6	950円~1,100円
 広安西小	たんぽぽ	4	2	6	950円~1,090円
	すずらん	6	2	8	950円~1,100円
3 33	なのはな	2	3	5	950円~1,100円
	あすなろ	5	5	10	900円~1,200円
広安小	さくらんぼ	4	3	7	900円~1,400円
	おひさま	3	5	8	900円~1,100円
中央小	中央小	4	3	7	950円~1,250円
十大小	中央小第二	3	2	5	950円~1,250円
飯野小		5	4	9	900円~1,000円
津森小		3	2	5	1,000円~1,150円
総数		44	32	76	1

⑤ 通常保育料の状況

本町の放課後児童クラブの通常保育料は、実情等も踏まえ各クラブで設定しています。なお、同小学校で複数のクラブが設置されている場合は、同小学校内のクラブ間で格差が生じないようクラブ間で協議のうえ保育料は統一されています【表7参照】。

表7 令和5年度の各放課後児童クラブの通常保育料の状況

6 V	69 80	通常保育料月額
	ひまわり	
広安西小	たんぽぽ	6,500円/1人(おやつ代込み)
瓜女四小	すずらん	きょうだいで利用する場合は、2人目以降5,000円/1人
	なのはな	
200	あすなろ	6,000円/1人 (おやつ代込み)
広安小	さくらんぼ	きょうだいで利用する場合は、2人目5,000円/1人、
	おひさま	3人目以降4,000円/1人
中央小	中央小	7,000円/1人(おやつ代込み)
中人小	中央小第二	7,000 1/1/((85 /- 5/(250//
飯野小		6,000円/1人(おやつ代込み) きょうだいで利用する場合は、2人目以降4,000円/1人
津森小		6,500円/1人(おやつ代込み) きょうだいで利用する場合は、2人目以降5,500円/1人

⑥ 放課後児童クラブの課題について

本町の放課後児童クラブの運営は保護者会により行われていますが、運営を担っている保護者の多くは日中仕事をしている方であり、特に役員となった保護者は、仕事をしながら放課後児童クラブの事務も担わなければならず、負担が大きい等といった課題があります。

現在、本町では、放課後児童クラブの運営の中核を担う支援員の人材確保も保護者会が行っていますが、勤務時間や待遇の面から募集をしても応募が少ない等、安定した支援員の確保が難しい状況にあります。

また、放課後児童クラブ 1 クラブが運営するために必要な予算額は平均で 1,000 万円を超えており、この予算規模を保護者会で運営することは困難であるといった課題もあります。

その他の課題としましては、町内には児童が増加している小学校区もあり、 放課後児童クラブの利用児童数も増加しています。利用児童数の増加に伴い、 今後、新たな放課後児童クラブの開設が必要となる可能性もあり、運営場所の 確保についても課題となっています。

放課後児童クラブは、働く保護者を支える重要な役割を担うものであり、本町としてもこの事業が今後も継続して行える環境整備を行っていく必要があると考えております。しかしながら、これらの課題を抱えている保護者会運営では運営の継続が困難となっており、令和4年1月に広安西小学校の放課後児童クラブ3クラブの保護者会より町に対して運営方法の見直しについて要望がありました。

⑦ 課題に対する対応

これらの課題及び要望を踏まえて、町としても今後の放課後児童クラブの運営方法について検討を行う必要があると考えており、令和5年度に町長の諮問機関として「放課後児童クラブのあり方検討委員会」(以下、委員会とする)を設置することし、令和5年6月20日付けで放課後児童クラブのあり方検討委員会設置要綱を制定しました。

本委員会の委員は、町議会議員、学識経験者、民生委員児童委員の代表、町立小学校の校長先生代表、放課後児童クラブの保護者会長をメンバーとし、今後の運営方法の検討を行います。委員会での審議結果は町長に答申し、運営方法の見直しを行います。

放課後児童クラブの新たな運営方法が決定次第、決定した運営方法への移行 を進めていきます。

⑧ 想定される今後の運営方法

放課後児童クラブは、熊本県内外の自治体で様々な運営方法で行われています(別紙「運営主体ごとの特徴」をご参照ください)。

委員会では、各運営方法のメリット、デメリットを踏まえて審議を行い、新 たな運営方法の決定を行います。

3. 今後のスケジュール等について

今後の委員会の開催予定時期については、別添の実施スケジュール案に掲載 しておりますので、ご確認ください。

第2回目の委員会では、運営方法の事例を事務局より説明させていただいた 後、新たな運営方法についての協議に進めていければと考えております。